



長野県報

7月16日(火)
令和6年
(2024年)
第525号

目次

条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(市町村課).....	3
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課).....	3
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課).....	5
幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(こども・家庭課).....	5
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(医療政策課).....	5
国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例(健康増進課国民健康保険室).....	6
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(薬事管理課).....	6

規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則(市町村課).....	8
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども・家庭課).....	9

告示

令和6年3月29日専決処分した令和5年度補正予算の要領(財政課).....	10
令和6年7月5日成立した令和6年度補正予算の要領(財政課).....	10
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課).....	11
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	12

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	13
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課).....	21
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	21
建築基準法に基づく認定(建築住宅課).....	22

本号で公布された条例のあらまし

◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 住民基本台帳法の一部改正により、本人確認情報に加え附票本人確認情報についても県が取り扱うことから、長野県本人確認情報保護審議会の審議事項に附票本人確認情報を追加したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 地域再生法等の一部改正に合わせ、県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置を2年間延長しました。
- 2 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを、外形標準課税の対象としました。
 - (2) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100パーセント子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを、外形標準課税の対象としました。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、1は、令和6年4月1日から適用します。

◇ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の基準を改めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における職員配置の基準を改めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

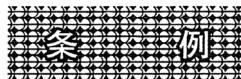
- 1 医療法の規定に基づき県が行っている医療法人の開設する病院等の経営情報の報告の受理について、事務処理の効率的執行の観点から、保健所設置市に移譲することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和6年8月1日から施行します。

◇ 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定に使われていた退職被保険者等の経過措置に係る規定が削除されたことから、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 大麻取締法の一部改正により、同法の題名が「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改められたこと等に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。



住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（平成14年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の保護に関する条例

第1条中「本人確認情報（）」を「本人確認情報等（）」に、「をいう」を「及び法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改める。

第2条中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「き損」を「毀損」に改める。

第3条第1項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「長野県本人確認情報保護審議会」を「長野県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第4条の見出しを「（長野県本人確認情報等保護審議会）」に改め、同条中「の規定による本人確認情報」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本人確認情報等」に、「長野県本人確認情報保護審議会」を「長野県本人確認情報等保護審議会」に改める。

第8条第4項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第11条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「の規定」を「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定」に、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「の規定」を「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定」に、「同条第1項」を「法第30条の32第1項」に改め、同条第4項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第5項中「第30条の32」の次に「（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、「第30条の35」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第3の3中「本人確認情報保護審議会」を「本人確認情報等保護審議会」に改める。

市町村課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第37号

長野県県税条例の一部を改正する条例

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第144条の3第1項中「第5条の13第9項又は第20条の16第9項」を「第5条の13第8項又は第20条の16第8項」に改める。

第145条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項第1号のイ中「に係る固定資産」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る固定資産」に改め、同号のイ中「のうち」を「であつて、」に、「に係る軌道」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る軌道」に改め、同号のウ中「に係る従業者」を「のうち地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産に係る従業者」に改める。

附則第4条の4の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

附則第4条の4の3第1項の表の前条第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「第4項まで」を「第5項まで」に、「第6項から第10項」を「第7項から第11項」に改め、同項の表の附則第4条の4第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表の前条第1項第1号の項中「第4項まで」を「第5項まで」に、「第6項から第10項」を「第7項か

ら第11項」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「第12条の2第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第13条を附則第12条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第13条 第34条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号のイ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める金額をいう。)が10億円を超えるものを除く。)」とする。

第2条 長野県税条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号のイ中「並びにこれらの法人」を「(以下「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同イに次のように加える。

(ア) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下この号において同じ。)が50億円を超える法人(イに掲げる法人を除く。)及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。)をいう。以下この号において同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下この号において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(ア)に掲げる法人を除く。)

附則第13条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県税条例附則第4条の4の2第1項第1号及び第3項、第4条の4の3第1項の表及び同条第2項並びに第11条の2の2第1項の改正規定 令和7年1月1日

(2) 第1条中長野県税条例附則第13条を附則第12条の3とし、同条の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和7年4月1日

(3) 第2条及び附則第4項の規定 令和8年4月1日

(事業税に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県税条例附則第13条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日(以下この項において「法公布日」という。)を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の長野県税条例第34条第1項第1号のアに掲げる法人に該当したものであつて、法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号のイに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る第1条の規定による改正後の長野県税条例附則第13条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から長野県税条例の一部を改正する条例(令和6年長野県条例第37号)附則第3項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第2条の規定による改正後の長野県税条例第34条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(課税免除に関する規定の適用)

5 第1条の規定による改正後の長野県県税条例第145条の2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

税務課

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年長野県条例第63号)の一部を次のように改正する。
別表の第1の1の(3)中「20」を「15」に改め、同1の(4)中「30」を「25」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の(3)及び(4)の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第1の1の(3)及び(4)の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

こども・家庭課

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年長野県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の表の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

こども・家庭課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に、「(29)」を「(30)」に、「(34)」を「(35)」に、「(37)」を「(38)」に、

「第46条の8第1項第4号」を「第46条の8第4号」に、

「
 (27) 法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
」を
「
 (27) 法第63条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
 (28) 法第69条の2第2項の規定による報告の受理
」に、「(28)」を「(29)」に、「(30)」

を「(31)」に、「(31)」を「(32)」に、「(32)」を「(33)」に、「(33)」を「(34)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

医療政策課

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第41号

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例（平成29年長野県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第4項第3号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第4項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第5項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第5項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第9条第6項第1号」を「同項第1号」に改める。

第3条第1項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第3項第1号」を「同項第1号」に改め、同条第2項中「政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた政令第10条第4項第1号」を「同項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

健康増進課国民健康保険室

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第42号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の22の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の28の項中「大麻取締法（）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律（）」に、「(1)」を「」。以下この項において「法」という。）に、「(1) 大麻取締法」を「(1) 法」に、「大麻取扱者免許の」を「免許の」に、「大麻取締法第10条第5項」を「法第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取締法第10条第6項」を「法第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証」を「免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。次項及び附則第3項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、同項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号）第10条第5項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定による大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、第2条の規定による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の28の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行日前に受けようとする免許の審査に係る手数料）

3 この条例の施行の前日に改正法附則第6条の規定により改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による免許を受けようとする者は、当該免許に係る申請1件につき、手数料6,900円を納めなければならない。

薬事管理課